

5-4 表現の自由と、関連の問題 <基礎編>

表現の自由はなぜ重要なのだろうか？

表現の自由 の意義

表現の自由は、他の人々に対して自らの見解を表明したり、報道したりする権利である。

明治憲法では、「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」(29条)とか、「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ」(26条)と定められていたので、法律を厳しくすればいくらかでも国民の表現の自由を奪うことができた。

その最たるものが**検閲**である。検閲は、刊行されているすべての出版物を政府が事前に点検し、政府にとって不都合な記述を部分的に削除させたり、場合によってはその出版物の発行そのものを禁止することができる制度である。戦前はこの検閲によって多くの出版物が発行禁止に追い込まれたため、政府や戦争政策を批判する言論はほとんど広がらなかった。これが、戦前の日本が針路を誤った背景にある。

このように表現の自由は、政治や社会に対して意見をもつ人々が積極的に連絡しあったり世の中に働きかけたりする権利としてたいへん重要であって、内心の自由を越えて**参政権を生かすもの**になるものでもあり、民主政治を存続させていくうえで**不可欠の権利**なのである。

表現の自由 と憲法

日本国憲法(第21条)は、集会・結社の自由、言論・出版の自由の一切を保障しているほか、検閲の禁止と通信の秘密を定めている。日本国憲法は、明治憲法とは違って、表現の自由に直接的な限定条件をいっさい定めていない。

但し、表現の自由といえども、「**公共の福祉**」(日本国憲法13条)による制限は受けざるを得ない。いくら「自由がある」からといっても、他人を傷つけたり営業を妨害したりするような表現までは許されないのである。このように人権と人権が衝突するような場面では、表現の自由も制限される場合がある。私たちは、表現の自由を考えると、それがそもそも政府を批判することを可能にしようとする努力から発達してきたことを忘れてはいけない。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p119

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p119